

徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田正純

徳島県条例第十七号

徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和四十年徳島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「指導」を「援助」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十四年徳島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十四号中「第四十七条第一項」の下に「及び第五項」を加え、「指導」を「援助」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。